

会社経営陣との対話や株主の権利行使等を通じて、
企業・株主価値の向上を目指します。



2018年スチュワードシップ活動報告書



株式会社ストラテジックキャピタル

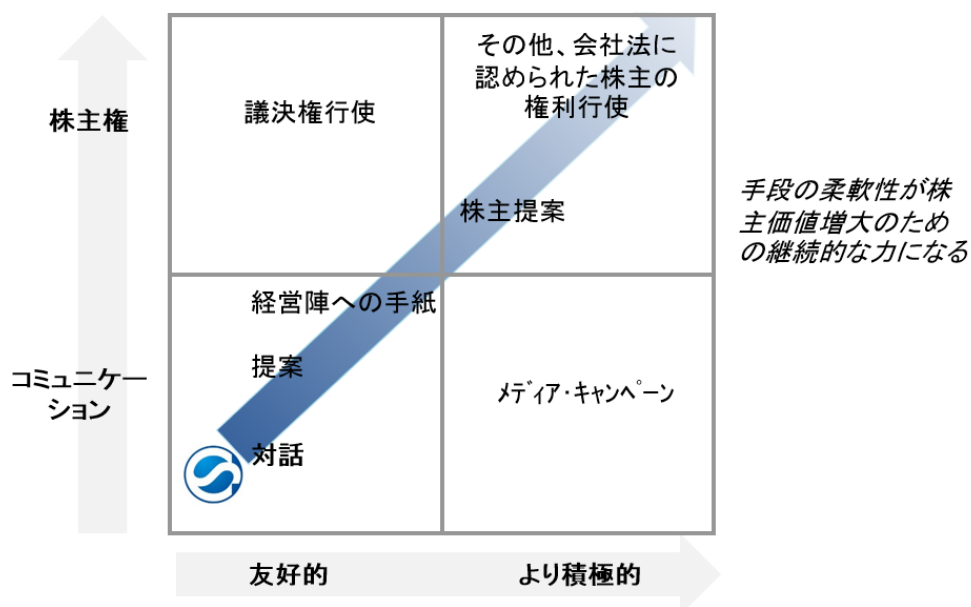
1. はじめに ～スチュワードシップ活動の考え方～

基本的に、投資先企業の経営者との面談により、株主価値向上のために経営者が取るべき行動を繰り返し説明し、説得することに努めます。

経営者が面談に応じない又は変化しない場合であって、適切と思われる場合は、株主提案をはじめとした、会社法において認められた株主の権利を行使するなどの手法を用いる場合もあります。

経営者との面談としては、代表取締役のほか社外取締役等と面談を行います。また、投資先および投資先の親会社へ書面を送るほか、株主総会や決算説明会に出席し質問を行うこともあります。これらの取組の一部を弊社ホームページにおいて公表しています。

【弊社が考えるスチュワードシップ活動のイメージ】



(ご参考) 弊社が公表している投資先企業とのコミュニケーションの一部

投資先への送付書面

http://stracap.jp/letter_to_management

株主総会

<http://stracap.jp/meeting>

株主提案

<http://stracap.jp/proposal>

2. 自己評価 ～2018年のスチュワードシップ活動～

弊社はスチュワードシップ活動を定量的な視点でモニタリングし、1社当たりに対する年間のエンゲージメント回数、利益相反などに関する状況などのモニタリング結果を公表しています。また、モニタリング結果を自己評価に活用しています (<http://stracap.jp/pdf/kpi/kpi.pdf>)。

2018年のスチュワードシップ活動について、弊社はスチュワードシップ・コードの要請を十分に満たす活動を行っているとして評価しています。今後も、さらなるスチュワードシップ活動の高度化を図って参ります。

(ご参考) 弊社が受け入れたスチュワードシップ・コードについて

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ✓ 当社は、当社の顧客の中長期的な投資リターンを最大化する責任を負っております。
- ✓ そのために、投資先企業と積極的に対話を行い、その際には株主価値の向上のための提案をします。そして、その提案内容が実施されるまで対話を継続することがあります。
- ✓ 当社のこのような活動が投資先企業の株主価値向上に結び付けば、当社の顧客のリターンに繋がるのみならず、日本企業の活性化、ひいては日本経済の発展に資するものと信じております。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- ✓ 当社は独立系であり、当社の子会社及び関係会社も存在しないため、投資先企業との取引等に係る利益相反は存在しません。
- ✓ 当社は、社内規程により、原則として自己勘定の取引は行わないこととしており、当社の自己勘定と運用資産との利益相反は生じません。
- ✓ ファンド間取引、当社関係者とファンドとの取引及び当社関係者の投資については、社内規程により原則として禁止する旨のルールを定めています。
- ✓ 上記の理由から、当社には独立取締役、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会等は設置されておりません。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- ✓ 当社は、投資先企業の株主価値の持続的な向上のためにスチュワードシップ責任を果たします。
- ✓ 投資先企業の適時開示情報等を直ちに入手、分析するなど、投資先企業の状況を常に的確に把握します。
- ✓ 必要に応じ、投資先企業以外からも当該企業の状況や業界動向などの情報を入手します。

- ✓ 投資先企業の経営トップ（代表取締役等、独立社外取締役含む）及び IR 責任者と適宜面談し、投資先企業の経営方針等を理解するよう努めます。特に投資先企業の経営トップとの面談は最も重要な対話の機会であると位置づけています。

原則 4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

-
- ✓ 前記のとおり、当社は、投資先企業の経営トップとの面談が重要であると考えており、この対話を継続することにより、投資先企業の株主価値向上策についての相互の理解を深めるよう努力します。
 - ✓ 当社は、下記の場合等、当社のスチュワードシップ責任を果たすために必要と判断する場合には、会社法その他の法令により認められた株主としての権利の行使を検討します。
 - 投資先企業の経営トップが当社との面談に応じない場合
 - 投資先企業が当社の株主価値向上に関する提言を受け入れない場合
 - 投資先企業の経営方針等が株主価値を毀損し、又は将来毀損するおそれがあると考えられる場合
 - ✓ 当社と協働していただける他の機関投資家がおられれば、積極的に集团的エンゲージメント等を進めて参りたいと考えています。
 - ✓ 対話とは、未公表の重要事実の入手を目的とするものではなく、万一そのような情報を入手した場合は、社内規程により厳重に情報管理を行うほか、金融商品取引法の規制に従って公表に至るまでは売買を停止します。また、必要に応じ、投資先企業に当該重要事実の公表を要請します。

原則 5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

-
- ✓ 当社は、株主総会における議決権は、株式会社の主権者である株主の基本的な権利であると捉えており、株主価値の最大化のためにこの権利を行使します。
 - ✓ 当社は、当社の HP にて公表している議決権行使基準に従い、全ての議案内容を個別に精査し、議決権を行使します。
 - ✓ 議決権の行使結果は、その理由を含め、当社の HP で公表いたします。
 - ✓ ただし、当社が投資一任契約を締結する資産で保有していることが公になっていない投資先企業の議案については、公表しないことがあります。これは、当社の運用方針が積極的に投資先企業に提案を行うものであることから、当社自らが投資先企業株式の保有を公表することは、控える方が当社の顧客の利益になることがあると考えられるためです。
 - ✓ 当社は、議決権行使助言会社のサービスを利用する予定はありません。ただし、議決権行使助言会社に情報を提供することがあります。

原則 6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- ✓ 当社は、主要な投資先企業との対話の状況については、必ず顧客に対する運用報告書にて定期的に説明いたします。

原則 7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

-
- ✓ 当社は、投資先企業との対話の前に、公表された情報を収集し、投資先企業及び業界動向の理解に努めます。
 - ✓ 投資先企業の株主価値向上のため必要であると当社が判断する場合は、株主である他の投資家と意見交換を行う等の活動をいたします。
 - ✓ 当社が投資先企業に対し、株主総会における議案とするべく株主提案を行った場合は、株主である他の投資家に対し当社の提案を説明し、賛同を求める活動を行うことを検討します。
 - ✓ スチュワードシップ活動の環境整備の一環として、コーポレートガバナンス関連のパブリックコメントに意見提出を行う等の活動をいたします。
 - ✓ 当社は、本コードの各原則の実施状況を定期的に自己評価し、結果を当社 HP にて公表します。

以上

2014年6月制定
2017年7月改定
2017年10月改定
2018年12月改定

3. 議決権行使 ～行使基準と結果の開示～

弊社は適宜議決権行使基準を見直し、スチュワードシップ活動の実効性の高度化を図っています。2018年は6月と8月にそれぞれ議決権行使基準を見直しました。

議決権行使結果の公表については、賛成比率等のデータだけでなく、個別議案の賛否理由を含めて公表しております。

(ご参考) 議決権行使基準と行使結果

議決権行使基準

<http://stracap.jp/wp/wp-content/uploads/2017/04/ff81870c7f56c26e270eac7813be4a83.pdf>

議決権行使結果状況

<http://stracap.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/69b53a454a999d16a1ea13df28751bce.pdf>

個別議案の賛成・反対理由

<http://stracap.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/2018-voting-result>

4. 弊社意見の公表 ～パブリックコメント等～

弊社はスチュワードシップ活動の一環として、コーポレートガバナンス関係のパブリックコメントの募集等に対して意見を提出する活動を行っています。2018 年は 5 回、弊社ホームページにおいて意見の公表を行いました。

(ご参考) 弊社が公表した意見

- 『「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に係る意見』について
 - 「投資家と企業の対話ガイドライン（案）に係る意見」について
 - 「会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案に関する意見」について
 - 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」に係る意見 4 について
 - 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」に係る意見 3 について
- http://stracap.jp/our_opinion

以上